平成２７年（フ）第４１０号
神奈川県秦野市今川町１番５号　藤和大秦野ハイタウン　921号
破産者　大伴　善信
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目17番地１、前住所静岡県熱海市青葉町１番５号
破産者　平澤　祐二
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２５９号
長野県松本市渚２丁目１番14号
破産者　野原　　寛
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７５号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野3474番地
破産者　岩崎　洋子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第６７９号
大阪府寝屋川市豊里町１－７　エステムコート香里園301、住民票上の住所大阪府高槻市唐崎北３丁目26番６号
破産者　星玉美こと　姜　　尚玉
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７３号
大阪市生野区巽東４丁目５番20―16号
破産者　眞田崇正こと　愼　　尚範
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９９号
大阪市旭区新森５丁目６番23号　錦コーポ205号
破産者　足立　慎介
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８４号
大阪市平野区平野馬場１－５―21　サンマール平野303、開始決定時大阪市平野区平野馬場２丁目５番４号
破産者　日光青果こと　片山　勝成
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６９号
大阪市東淀川区東中島１丁目11番７号　ノアーズアーク新大阪２Ｅ号
破産者　カラオケ喫茶こはくこと　田中美嘉子（旧姓山岡）
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７４号
大阪府枚方市招提大谷３丁目43番16号、開始決定時大阪府枚方市長尾東町１丁目33番１号
破産者　井上　正雄
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７０号
大阪府八尾市長池町５丁目11番地の４
破産者　二宮　　守
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８３号
堺市西区浜寺南町１丁２－１　Ｇ号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―605号
破産者　上野　　学
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１号
大阪市住吉区南住吉２丁目８番13―205号、住民票上の住所大阪府河内長野市向野町292番地の７
破産者　本村恒二郎
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目107番地　三好方
破産者　岩谷　紀子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―917号
破産者　山下　義之
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４０号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番18号
破産者　髙垣　　誠
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
堺市中区堀上町599番地１
破産者　福田　実夫
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７１１号
大阪府富田林市若松町西１丁目1877番地１―503
破産者　井尾　瑞穂
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係